

高速道路等沿道における屋外広告物対策に対する意見募集実施について

和歌山県では、和歌山県屋外広告物条例に基づき、高速道路、自動車専用道路（以下「高速道路等」といいます。）の沿道300mの範囲内における屋外広告物の設置を原則として禁止してきました。しかしながら、こうした規制は必ずしも遵守されず、また、県もこれに対して十分な措置を講じてこなかったこと等から、高速道路等の沿道において無秩序に違反広告物が設置されている箇所が存在しています。

一方で、世界遺産やジオパーク等多くの観光・文化資源を保有する観光立県として、来県される皆様の利便性向上の観点から、高速道路等の沿道において、周辺景観と調和しつつ、わかりやすく統一感のある案内広告物を整備・誘導する必要があることから、屋外広告物規制の見直し及びそれに併せた違反広告物対策の進め方について検討してきました。

今般、下記公表資料のとおり検討結果を取りまとめましたので、県民の皆様からの幅広いご意見やご提案を募集いたします。

皆様からお寄せいただいたご意見を踏まえてさらに検討を進め、高速道路等の沿道における屋外広告物対策に取り組む予定です。

○公表資料

- ・高速道路等沿道における屋外広告物対策について
- ・高速道路等沿道における屋外広告物設置ガイドライン（案）
- ・（参考資料1）和歌山県屋外広告物条例
- ・（参考資料2）和歌山県屋外広告物条例施行規則

○資料の閲覧方法

・県のホームページ

和歌山県のホームページから閲覧、ダウンロードすることができます。（PDF形式）

- ・県民意見募集ページ

（http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000200/ikenbosyu/ikenbosyu_index.html）

- ・都市政策課ホームページ

（http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/pubcom_okugaitorikumi2/ikennbosyu.html）

・県の機関への備え付け

県庁都市政策課（県庁南別館10階）

和歌山県情報公開コーナー（県庁本館2階）

各振興局建設部総務調整課（申本建設部においては総務管理課）

閲覧時間：午前9時～午後5時（ただし、土日祝日を除く）

○募集期間

平成 29 年 1 月 19 日（木）～平成 29 年 2 月 8 日（水）

○ご意見の提出方法

住所、氏名及び電話番号を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください（様式は問いません）。

なお、ご意見等の概要を公表する際には住所、氏名及び電話番号は公表しません。

電子メール keikan@pref.wakayama.lg.jp

郵送 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 景観・公園班

ファックス 073-441-3232

〈問い合わせ先〉

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 景観・公園班 （担当）谷川、前山

和歌山市小松原通一丁目 1 番地 電話 073-441-3228